

事 務 連 絡

平成 28 年 6 月 1 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 衛 生 主 管 部 ( 局 ) 御 中  
中 核 市

厚生労働省医政局総務課

平成 28 年熊本地震により被害を受けた医療施設等に対する  
災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する医療関係施設等が被害を受けた場合には、当該医療関係施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、今回の平成 28 年熊本地震により被害を受けた医療関係施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、本日付で現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた医療関係施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省・医政局総務課情報企画係

代表電話：03-5253-1111（内線 2520）

直通電話：03-3595-2189

